

施策評価調書(2年度実績)

				施策コード	I-8-(4)		
政策体系	施策名	感染症・伝染病対策の確立	所管部局名	福祉保健部、生活環境部、農林水産部		長期総合計画頁	71
	政策名	強靱な県土づくりと危機管理体制の充実	関係部局名	福祉保健部、生活環境部、農林水産部			

【Ⅰ. 主な取り組み】

取組No.	①	②	③
取組項目	感染症対策(健康危機管理)の推進	高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、豚熱など家畜伝染病に対する防疫体制の強化	生活環境対策

【Ⅱ. 目標指標】

	指 標	関連する 取組No.	基準値		2年度			6年度	目標達成度(%)					
			年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	25	50	75	100	125	
i	麻しん風しんワクチン第2期(小学校就学前1年間の子ども)定期接種率(%)	①	H29	94.1	95.0	94.8	99.8%	95.0 (R5)						
ii	豚舎への野生動物の侵入防護柵設置率(%)	②	H30	7.4	80.0	93.0	116.3%	100						

【Ⅲ. 指標による評価】

評価	理 由 等		平均評価
i	概ね達成	県及び各市町村によるワクチン接種の啓発により、目標値を概ね達成した。	達成
ii	達成	国の事業を活用し、野生動物の侵入防護柵の設置推進の取り組みにより、設置率は目標値を達成した。	

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策として、検査体制等の整備を進め、必要な対策を実施することができた。 ・新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を速やかに開始できるよう受入医療機関の病床を確保(367床)するとともに、無症状者等が療養する宿泊施設を確保(700室)した。(R3.3末時点) ・結核拠点病院に派遣した医師に対し、臨床研修や調査研究のための支援を行うことで、結核診療能力を有する医師の県内定着を図ることができた。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年12月10日に県内で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫作業の際、情報がうまく伝わらず、従事者や資材運搬等の手配が遅れ、防疫作業の遅延につながった。このため防疫作業を円滑に行う目的で、新たに「現地派遣チーム」を設置した。さらに県内最大規模の発生に備え、資材の更新や備蓄物資の追加購入等を行った。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜検査員に対する研修等を行うことにより、異常畜の早期発見に努めた。 ・検査結果の信頼性を確保するためGLP管理運営体制を本格導入したことで、検査体制をより一層高い水準にすることができた。

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(2年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①	軽症者等療養体制整備事業	—	150
	結核地域医療体制強化事業	100.0	150
	感染症予防対策事業	—	151
②	家畜伝染病緊急防疫体制整備事業	—	151
③	食肉輸出検査体制強化事業	175.0	103

【VI. 施策に対する意見・提言】

○安心・活力・発展プラン2015推進委員会(R3.2)
 ・近隣施設でコロナのクラスターが発生した際、会社としてどう対応してよいか分からない状態となり、さらには、クラスターが発生したという噂も流れてしまい、「社員が出勤できない」「取引先に納品できない」等の声が聞かれた。もう少し、コロナに関する正しい知識などの根本的な情報提供や明確な指針をいただきたい。

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
A	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村が策定した新型インフルエンザ等対策行動計画を参考に、新型コロナウイルス感染症への実際の対応を進める。 ・新型コロナウイルス感染症患者が適時・適切に入院・療養できるよう、引き続き、受入病床及び宿泊療養施設の確保に努める。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、市町村、関係医療機関、関係行政機関、指定地方公共機関等と過去の訓練等を参考に連携を図る。 ・新型コロナウイルス感染症のみならず、他の感染症にも注意を払い、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、MERSなど、国際的な感染症発生動向を踏まえ、検疫所など他機関と連携を確認する。 ・結核医療体制を充実させるため、結核診療医師の育成・確保を図る。 ・特定家畜伝染病ガイドラインを見直すとともに全庁的な防疫演習を実施することで、より迅速に対応できるよう防疫体制を強化する。 ・と畜検査に関し、検査設備の整備、技術向上のための研修の実施により、迅速かつ正確な検査体制の充実を図る。 ・家畜伝染病まん延の一因となっている野生動物の豚舎等への侵入防止を図るため、早期に県内全ての豚舎等に防護柵や防鳥ネット等を設置する。 ・食肉の安全性をより一層担保するため、と畜場に対しHACCPに基づく外部検証を実施する。 ・輸出相手国や輸出件数の増加に対応し高い水準の検査精度を維持するため、輸出関連業務の効率化を図る。